

やまぐち子ども・子育て応援プラン新旧対照表

| 新（見直し後） | 旧 |
|---|---|
| <p>第4章 施策の具体的な展開</p> <p>Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり</p> <p>2 幼児教育・保育の充実</p> <p>(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園と、地域型保育事業や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。 ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。 ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。 ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を中心に保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。 ・市町が行う「こども誰でも通園制度」が円滑に実施されるよう、情報提供・共有に取り組みます。 ・「こども誰でも通園制度」を利用する満3歳未満の子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、市町や教育・保育施設等と連携し、制度の利用終了後の受入れ体制の確保を図ります。 ・保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。 ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。 ・特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児期からのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。 ・認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。 | <p>第4章 施策の具体的な展開</p> <p>Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり</p> <p>2 幼児教育・保育の充実</p> <p>(2) 乳幼児期における教育及び保育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である幼稚園や保育所、認定こども園と、地域型保育事業や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。 ・原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業について、満3歳以降も引き続き適切に質の高い教育・保育を利用できるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携の促進を図ります。 ・幼稚園や保育所等から認定こども園への移行について、施設への十分な情報提供に努めるとともに、施設の負担軽減を図るなど、必要な支援を行います。 ・幼稚園や保育所等において、心身の発達に応じたきめ細かな指導を行うとともに、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を中心に保育者研修の充実や幼児教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー等による幼児教育・保育施設訪問支援の充実などに取り組みます。 ・多様化する保育ニーズに対応するため、本県独自の保育士加配制度等による保育体制の充実や、ICT活用の推進など業務改善に向けた保育事業者に対するマネジメント支援の実施に取り組みます。 ・市町が行う「こども誰でも通園制度」が円滑に進むよう、情報提供・共有に取り組みます。 ・保幼小の関係者が連携したカリキュラムの開発・実施体制づくりを推進するとともに、架け橋期の教育の充実に向けた調査研究等に取り組み、地域の創意工夫を生かした円滑な接続の実現を促進します。 ・保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。 ・特別支援学校と幼稚園・保育所等、小・中学校とが連携し、幼児期からのインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を推進します。 ・認可外保育施設について、指導・監督を徹底すること等により、質の向上を図ります。 |